

第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画

平成22年度から平成25年度まで

平成22年8月策定

平成24年8月改訂

宮 城 県



目 次

第1	本計画の目的	1
第2	計画期間	1
第3	計画策定の方向性	1
	1 県と公社等を取り巻く外部環境	1
	2 本計画策定の考え方	2
第4	公社等改革の骨子	2
	1 公社等の指定	2
	2 改革の進め方	3
	(1) 分類の考え方と取組の進め方	3
	(2) 具体的な進め方	4
	3 県の取組	6
	(1) 経営評価への支援	6
	(2) 財政的関与の適正化	7
	(3) 委託の在り方の見直し	7
	(4) 公社等代表者等への充て職の廃止・縮小	7
	(5) 県職員の派遣の適正化	7
	(6) 県退職者の再就職の適正化	8
	(7) 新公益法人制度等による見直しへの支援	8
	4 公社等の取組	9
	(1) 経営評価の実施	9
	(2) 経営基盤の確立	10
	(3) 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化	10
	(4) インターネット等による情報公開の推進	10
	(5) 統廃合等の計画的な実施	11
第5	進行管理	11
	1 行政改革推進本部における進行管理	11
	2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理	11
	3 公社等の自己管理等	11
	4 公表について	11
別表		12
公社等外郭団体	一覧(平成24年度指定 60団体)	12

第1 本計画の目的

本計画は、平成 17 年 4 月に施行された宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（以下「公社等条例」という。）の趣旨である県及び公社等外郭団体※¹（以下「公社等」という。）が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律※²性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めることを目指し、「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画（平成 18 年度から 21 年度まで）」（以下「Ⅱ期計画」という。）の取組成果を受け継ぎ、社会経済情勢等の変化の下、公社等の役割・意義を問い直すとともに、新たな課題や方向性を的確に捉え、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ろうとするものです。

※¹ 「公社等条例」及び「同条例施行規則」に基づき、県が毎年度指定する団体（平成 22 年度 70 団体）。指定要件は「第 4 公社等改革の骨子 1 公社等の指定要件」で解説しています。

※² 本計画においては、公社等が自ら策定した経営方針に基づき、かつ、マネジメント力を生かして経営を行うことを「自律」、公社等が県からの財政的支援、人的支援、その他の関与を受けることなく事業を展開することが可能な状態を「自立」と表記しています。

第2 計画期間

平成 22 年度から 25 年度までの 4 か年

※Ⅱ期計画の取組成果を踏まえていることから第Ⅲ期と位置付けます。

第3 計画策定の方向性

1 県と公社等を取り巻く外部環境

公社等は、これまで行政ではカバーしきれない分野において県と連携しながら必要な行政サービス提供の担い手として活動してきました。しかし、行政分野における民間開放の促進や新公益法人制度※³の施行に加え、第三セクター等について存廃も含めた抜本的改革を集中的に進めるための「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が総務省から示されるなど、公社等を取り巻く外部環境は著しく変化しています。

平成 22 年度には、県議会に県出資団体の在り方について調査・審議を行う「県出資団体等調査特別委員会」が設置され、平成 23 年 3 月に 6 団体（宮城県土地開発公社、社団法人宮城県農業公社、社団法人宮城県林業公社、宮城県道路公社、仙台空港鉄道株式会社、宮城県住宅供給公社）に関して、団体の在り方と改革の方向性について提言が示されました。

その直後に発生した東日本大震災は、県内に甚大な被害をもたらし、公社等の運営にも大きな影響を及ぼしました。県では、1 日も早い震災からの復興を目指し、平成 23 年 10 月に「宮城県震災復興計画」を策定し、可能な限り財源と人材を復興事業に集中させ、重点的に取り組んでいくこととしており、事業を展開していくに当たっては、民間の知恵、力の積極的な活用を図ることとしています。

こうした状況の中、公社等には、公益に果たす自らの役割及び存在意義を再確認し、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを提供していけるよう、一層の改革に取り組むことが求められています。

※³ 平成 18 年 6 月に公布された公益法人改革三法による新制度が平成 20 年 12 月から施行。

従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度が廃止され、登記手続のみで財団法人及び社団法人（一般社団法人、一般財団法人）が設立可能となりました。

このうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者により構成された委員会の意見に基づく公益認定を受けることにより、公益法人（公益財団法人、公益社団法人）となることができます。

新制度施行後、既存の社団法人、財団法人については、特例民法法人として存続できますが、平成 25 年 11 月末までに内閣府又は県に申請の上、公益財団法人・公益社団法人の認定を受けるか一般財団法人・一般社団法人の認可を受ける必要があります。

2 本計画策定の考え方

Ⅱ期計画では、県の公社等への関与の適正化と公社等の自立的運営の促進を図るため、公社等の将来の在り方については長期的な視点を持ち、短期・集中的な取組としてⅡ期計画期間中に取り組むべき課題を掲げ、公社等自らが経営目標を立て経営改善に取り組んできました。

本計画においては、Ⅱ期計画での成果を受け継ぎつつ、震災の影響など、公社等を取り巻く外部環境の変化への確に対応するため、運営改善を早急に実施すべき公社等について重点的に調査・審議等を行い、適切な助言・指導を行うものとし、一方、収支状況等が良好で安定的経営を行っている公社等に対しては関与度合いを弱め、一層の自立的運営の促進を図ることとしています。

	平成 18 年度 (Ⅱ期計画当初)	平成 22 年度 (Ⅲ期計画当初)	平成 23 年度
(1) 団 体 数	78 団体	70 団体	64 団体
(2) 財政的関与状況	21,482 百万円	11,382 百万円	22,599 百万円
(3) 派遣職員数	34 名	18 名	15 名
(4) 累積欠損金のある団体数	14 団体	12 団体	11 団体

※ (1)及び(4)は各年度 4 月 1 日現在、(2)及び(4)は前年度決算データ

第4 公社等改革の骨子

1 公社等の指定

本計画の対象となる公社等は、公社等条例及び同条例施行規則に規定する以下の指定要件に基づき、県が毎年度指定します（平成 24 年度 60 団体）。

指 定 要 件 (注 1)	団 体 数	公社等条例に定める 県の役割	助言等の視点・留意事項
① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの	4 1	公社等が自ら行う経営評価等に対し、必要な助言又は指導を行います。また、次に掲げる事項に対し、必要に応じて助言又は指導を行うこととされています。 (1) 公社等の目的に照らし、適切な内容の事業を効果的・効率的に実施すること。 (2) 理事、監事その他の役員について、適任者を選任すること。 (3) 適切な会計処理、安全・確実な資産運用等、適正な財務運営に関すること。 (4) 公社等の統廃合、解散、民営化又は法人形態の転換を行うこと。	助言等は公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら実施することとされています。 特に、出えん、出資等の割合が2位以下の団体については、主導的役割を果たす他の出資者の意向に配慮します。 県の財政的関与の適正化に努めます。 県の人的関与の適正化に努めます。 県の施策との関連性、法人設立への県の関与度合等に応じて必要な助言等を行います。
② i 県の出資割合が5分の1以上4分の1未満であり、かつ県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの	0		
② ii 県の補助金等が、総収入の4分の1以上のもの	1 4		
② iii 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの	1		
② iv その他、県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度等から、①に準じて取り扱う必要があるもの	4		

注 1) ①は、公社等条例第 2 条第 1 号、② i から iv までは同条例施行規則第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する指定要件。指定に当たっては、①→② i →② iii →② ii →② iv の順に団体をチェックし、該当した要件が指定要件となります（要件が重複している場合は、上位の要件を指定要件としています）。団体ごとの指定要件については、別表「公社等外郭団体一覧」を参照。

2 改革の進め方

公社等が自律性を高め、県と協働して県民福祉の向上に向けたサービスを提供していくためには、公社等の経営基盤の強化が不可欠です。

改革を進めるに当たっては、公社等の設立目的の有効性や業務実施主体の代替性の観点から、現時点での公社等の役割・意義について検証するとともに、経営状況や業務に対する今後の需要見込みにより経営基盤の健全性について検証した上で、県の政策的判断を加味し、計画期間中に取り組むべき改革の方向として、「改善支援団体」、「進行管理団体」及び「自立支援団体」の3つに分類することとします。

なお、各公社等の分類と具体的な改革の進め方は、下記の（1）及び（2）のとおりとし、本計画の進行管理の中で、必要に応じて見直しを行うこととしております。

（検証の視点）

検証事項	視 点
設立目的の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体設立に至った背景、設立目的 ◇ 団体を取り巻く社会経済状況等の変化 ◇ 団体の設立目的・事業内容と県の施策方針との整合性 ◇ 団体の事業内容と設立目的との整合性 など
業務実施主体の代替性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体の設置根拠（法令による義務付けの有無） ◇ 他の事業主体（他の公益法人、民間企業、NPO法人等）が行う事業との競合関係 ◇ 団体の事業を県直営で行うことの可否 など
業務に対する今後の需要見込	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県からの財政的関与（補助、委託など）を除いた業務の見込み ◇ 団体が行うサービスの利用率や業務実績等の推移 ◇ 新規事業の可能性 など
経営状況	<p>【公益法人会計の場合】</p> <p>◎プラス要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2期連続で収支（当期正味財産増減額）がプラスである。 ◇ 正味財産比率（正味財産÷資産合計額×100）が30%以上である。 <p>【企業会計の場合】</p> <p>◎プラス要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2期連続で収支（経常損益）がプラスである。 ◇ 自己資本比率（資本合計額÷資産合計額×100）が30%以上である。 ◇ 流動比率（流動資産÷流動負債×100）が100%以上である。 <p>【両会計に共通】</p> <p>◎マイナス要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 累積欠損金があり（県からの運営費補助金等により、累積欠損金の発生が回避されている場合を含む。）、自力で解消できる見込がない。 ※特に会社法法人の場合、債務超過又は累積欠損金が資本金の50%を超えている。 ◇ 著しく採算に問題があるか、又は採算の見通しが不適切である。 ◇ 売上実績、業務実績、施設利用率等が減少しており、それが一過性のものでない。

（1）分類の考え方と取組の進め方

イ 改善支援団体

業務実績の停滞などの厳しい経営環境等から経営改善が必要な公社等、将来の需要予測などから組織の在り方を検討する必要がある公社等及び一部事業が他の民間事業者との競合状態であるなど今後の事業の在り方を検討する必要がある公社等を指定し、県の指導を重点化します。指定された公社等は、経営評価委員会^{*4}における調査審議の対象とします。

ただし、公社等条例で、他の出資者の利益を損なわないよう配慮すべきとされていることを踏まえ、当該公社等の経営等に主導的役割を果たしている県以外の出資者がいる場合は、当該出資者の意向を尊重して必要な範囲で助言又は指導を行うこととし、経営評価委員会の調査審議の対象とはしないこととします。

なお、早急な経営改善に向け、県が主体となって公社等の経営改革に関する方針（いわゆる「改革プラン^{※5}」）を策定した公社等又は策定する公社等にあつては、「改革プラン」を踏まえた経営改革が着実に実施されるよう適切な進ちょく管理を行います。

ロ 進行管理団体

廃止又は統合することが決定し、本計画の対象から外れることが見込まれる公社等を指定します。指定された公社等は、所管部局（主務課）が主体となって廃止又は統合に向けた必要な助言又は指導を行います。

ハ 自立支援団体

収支状況等が良好であり、更なる経営改善や県の関与の見直しで経営基盤の強化を目指す公社等を指定します。指定された公社等は、所管部局（主務課）が主体となって自立的運営に向けた必要な助言又は指導を行います。

※4 公社等条例第12条の規定により設置されている委員会。公認会計士等の委員7人以内で組織され、公社等の経営評価について調査審議を行います。県は公社等に適正かつ公平な助言又は指導を行うに当たって、本委員会の意見を最大限に反映させるものとされています。

※5 「地方公共団体財政健全化法」や「第三セクター等の改革について（H20.6.30 総務省通知）」の趣旨を踏まえ、県が策定する方針。

(2) 具体的な進め方

イ 改善支援団体（22団体）

団体名	県の改革の進め方
宮城県土地開発公社	団体の借入金の縮減に資するため、庁内関係部局において、公有用地の買戻し、土地造成事業の完成土地等の早期処分に向けた調整・連携を図るとともに、公社が持っている用地取得等のノウハウを生かし、県土の復旧・復興事業が推進されるよう、必要な助言又は指導を行います。
阿武隈急行(株)	宮城県、福島県、沿線市町等で構成する「新経営健全化5カ年計画検証委員会」において、団体が収支健全化を図るため策定した「新経営健全化5カ年計画（平成22年～26年度）」に基づく取組が着実に推進されるよう、必要な助言又は指導を行います。
(公財)宮城県文化振興財団	震災による東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故の影響で、保有する東京電力債の評価損のため累積欠損金が生じていることから、国の動向や専門家の意見等を参考にしながら、今後の適正な財産運用について助言又は指導を行います。
(財)宮城県地域医療情報センター	団体が事務事業の見直しによる一層の経費節減、収益の拡大等について取り組み、経営改善を実現するよう助言又は指導を継続していきます。
(公財)みやぎ産業振興機構	団体が財政基盤を確立するため策定した「経営改善計画」等に基づく経営改善が着実に進められるよう、必要な助言又は指導を行うとともに、団体が本県の産業振興施策の実施機関としての役割を果たすために必要な支援を行いながら、適時、業務と適正な職員派遣の在り方を検討します。
(株)テクノプラザみやぎ	産業技術総合センターや産業支援機関との連携強化などにより、地域企業に対する支援や事業内容を充実することで、入居者の確保、賃貸収入の維持が図られるよう働きかけていくほか、団体が平成23年4月に策定し

	た「第2次中期事業計画」の進行状況を把握し、着実な財務体質の改善に向けて助言又は指導を行います。
(株)インテリジェント・コスモス研究機構	投資有価証券評価損等による累積損失が拡大し、純資産の減少が続いていることから、今後の法人のあり方について、他の株主と検討・協議を進めていきます。また、産学官連携による産業創出という団体の使命に照らし、官の立場から必要な助言又は指導を行います。 (1)イ ただし書該当
(株)仙台港貿易促進センター	公社等外郭団体経営評価委員会の意見を踏まえ、平成22年8月に「株式会社仙台港貿易促進センター改革プラン」を策定したが、東日本大震災で施設が被災したことから、アクセル事業の抜本的な解決策を検討するとともに、経営の安定化を図るよう、必要な助言、指導又は支援を行います。 (1)イ なお書該当
(社)宮城県物産振興協会	公益社団法人への移行を見据えた団体の運営体制（諸規程の整備を含む。）について、指導・助言を行います。（平成24年3月30日付けで内閣府に移行認定申請済み。） また、累積赤字は、平成23年度に解消されましたが、安定した団体運営が継続するよう、必要な助言等を行います。
(社)宮城県農業公社	平成21年8月に県が策定した「社団法人宮城県農業公社改革プラン」に基づき、農業公社が主体的に経営改善の取組を継続して、健全な経営体質を実現し、担い手農家の支援や震災で被災した地域農業の復旧・復興など、農業公社が担うべき役割を積極的に果たしていくことができるよう必要な助言又は指導を行います。 (1)イ なお書該当
(財)翠生農学振興会	団体における資産運用益、維持会員会費及び寄付金等の収入確保に向けて、資産の適正な管理運用を勧めるとともに、収入確保策の検討と更なる事務事業の見直しによる経費削減を前提とした中期的な事業・収支計画の策定を指導した上で、団体の現状を踏まえ今後の在り方を決定するよう助言します。
(社)宮城県畜産協会	団体が、効果的・効率的な事業運営が確保できるよう助言又は指導を継続するとともに、財政基盤の確立を図るため、経営改善の取組状況や数値目標を定期的に把握・検証し、事務事業の見直しによる更なる経費節減、収益の拡大及び効率的な業務執行体制等を検討するよう働きかけます。
(社)宮城県配合飼料価格安定基金協会	団体の体質強化のため、会費の値上げや事業収益の増加による財政基盤の強化を検討していることから、必要な助言又は指導を行います。
(社)宮城県林業公社	公社等外郭団体経営評価委員会の意見を踏まえ、平成22年8月に県が策定した「社団法人宮城県林業公社改革プラン」に基づき、震災復興における役割を反映させた、公社のあり方の見直し方針を決定するとともに、必要な助言又は指導を行います。 (1)イ なお書該当
(社)宮城県漁業無線公社	将来的に団体単独による無線局の維持は非常に難しい状況にあることを踏まえ、他県の無線局との連携・統合による漁業無線局の効率的な運営を確保するため、適切な助言又は指導を行います。
(財)宮城県水産公社	団体設立当初の目的に則して事業が行われるように、団体の運営体制、事業内容、財産や財務等に関する検討を注視し、団体が目指している公益財団法人への移行に向け、必要な助言又は指導を行います。
宮城県開発(株)	民間と競合する分野である採石業部門に係る譲渡先の検討も含めた事業の見直しについて適切な助言を行うとともに、県の適正な関与の在り方について団体と協議を行っていきます。
塩釜港開発(株)	団体の累積欠損金の解消に向けた経営改善について、筆頭出資者として主体的に関与している塩竈市と連携して必要な範囲で助言又は指導を行います。 (1)イ ただし書該当
仙台空港鉄道(株)	国の空港経営改革の動きに合わせ、空港及び空港関連事業の経営一体化に向けて検討を進めます。 また、団体の財務構造の改善等を目的として平成22年5月に県が策定した改革支援プラン「行動計画」に基づき、収支の改善に向け、収入の拡大や経費節減などの団体の取組を引き続き支援します。また、職員の派遣については、団体の自立のため、計画的な削減を検討します。 (1)イ なお書該当

仙台エアカーゴターミナル(株)	国の空港経営改革の動きに合わせ、空港及び空港関連事業の経営一体化に向けて検討を進めます。 また、国際定期便の回復状況や空港貨物の需要見通し等を的確に把握しながら、団体自らが速やかに経営改革計画を策定するとともに、収支の改善に向けた団体の取組について助言又は指導を行います。
宮城県住宅供給公社	団体の人件費をはじめとした経費の縮減や、民間活力を利用した住宅団地の分譲促進等の経営改善を支援するとともに、公的住宅管理業務及び県営住宅管理代行業務の円滑かつ効率的な推進に向けて指導を行います。
(社)宮城県交通安全協会	団体が経営改善に向けて自主的に実施している人件費の経費の抑制及び会員加入の促進等の取組を注視するとともに、必要な範囲で助言又は指導を行います。

ロ 進行管理団体（1団体）

団体名	県の改革の進め方
(財)宮城県文化財保護協会	平成 24 年度廃止が決定しており、団体の廃止に向けた計画的な取組を促し、必要な助言等を行います。

ハ 自立支援団体（37団体）

団体名	県の改革の進め方
(財)東北自治研修所, (社)宮城県危険物安全協会連合会, 仙台臨海鉄道(株), (財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団, (財)宮城県生活衛生営業指導センター, (公財)宮城県環境事業公社, (公財)慶長遣欧使節船協会, (社福)宮城県社会福祉協議会, (財)宮城県腎臓協会, (一社)宮城県計量協会, 宮城県信用保証協会, 宮城県商工会連合会, (社)宮城県トラック協会, 宮城県職業能力開発協会, (公社)宮城県観光連盟, (公財)宮城県国際化協会, (財)みやぎ産業交流センター, (社)宮城県国際経済振興協会, 宮城県漁業信用基金協会, 宮城県農業信用基金協会, 宮城県農業会議, (社)宮城県青果物価格安定相互補償協会, 宮城県土地改良事業団体連合会, (財)みやぎ林業活性化基金, (公社)宮城県建設センター, (財)みやぎ建設総合センター, 宮城県道路公社, (財)七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団, (財)宮城県フェリー埠頭公社, (財)石巻湾漁業振興基金, (財)仙台湾漁業振興基金, 仙台空港ビル(株), (財)宮城県下水道公社, (一財)宮城県建築住宅センター, (財)宮城県スポーツ振興財団, (公財)宮城県体育協会, (公財)宮城県暴力団追放推進センター	公社等が自立した団体として運営が図られるよう、適正な関与を行います。

3 県の取組

県は、公社等の経営評価及び運営等に関して、公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら、公社等条例に基づき、必要な助言又は指導を行います。

(1) 経営評価への支援

- 経営評価は、公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は公社等が実施する経営評価を支援するため、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行います。
- 改善支援団体に分類された公社等については、原則として、経営評価委員会による調査審議が行われることから、所管部局（主務課）は経営評価委員会の意見を十分に尊重して適切な助言又は指導を行います。

(2) 財政的関与の適正化

- 委託金（随意契約に係るもの）及び補助金等による財政的関与は、公社等の自立的運営の促進を図る観点から、県の財政再建に向けた取組や施策との関連性などを考慮し、その性質上公社等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び公社等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費以外、段階的な縮減に努めることとします。
- 運営費補助については、適宜、公社等の役割・意義や事業の必要性を見直し、真に必要な場合を除いて段階的な縮減に努めることとします。
- 委託金（随意契約に係るもの）及び補助金等の支出実績に係る情報については、県のホームページを通じて公表します。

(3) 委託の在り方の見直し

- 委託業務内容の見直しを随時行うとともに、随意契約については、緊急性が求められる場合等を除き、競争入札の導入を促進します。
- 指定管理者制度により公の施設の管理を行うに当たっては、「指定管理者制度導入運用指針」（平成 20 年 7 月 9 日策定）に基づき、募集は原則公募とし、公の施設の適正な管理に努めます。

(4) 公社等代表者等への充て職の廃止・縮小

- 経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、代表者への充て職^{※6}は原則廃止し、また、理事、監事その他役員等についても必要最小限とするよう取り組みます。
- 円滑な事業執行を図る上で継続が必要とされる場合^{※7}は、その理由を明確にするとともに、互選により知事等が恒常的に代表者に選出されている公社等に対しては、その必要性について見直しを行うよう理解を求めていきます。

平成 24 年 4 月現在 団体代表者への充て職団体（5 団体）	
■ 理事等の互選により代表者に就任している団体	
(財)東北自治研修所	《理事長：総務部長》
(公社)宮城県観光連盟	《会長：知事》
(株)仙台港貿易促進センター	《会長：知事》
(社)宮城県国際経済振興協会	《理事長：知事》
(財)宮城県水産公社	《理事長：農林水産部長》

※6 知事、副知事又は部局長の職（地位）にある人が、恒常的に公社等の代表者等に就任すること。

※7 例として、国や関係機関との調整等を行う上で有利な場合、団体内の利害調整を行うのに不可欠な場合、団体の業務内容に照らして他の者が代表者等となることが適さない場合等が挙げられます。

(5) 県職員の派遣の適正化

- 県職員の派遣は、県の施策を推進するために人的援助が必要な場合、初期の立ち上げ及び統廃合事務で県職員の支援が真に必要な場合に限るものとし、その期間も必要最小限な期間とします。
- 派遣の実施に当たっては、公社等外郭団体総合調整委員会^{※8}に諮った上で、法令・条例等^{※9}に基づき、適正な派遣を行います。

※8 公社等の指定、公社等への職員の派遣、出資など、公社等に関する重要な事項の審議を行うため設置したもので、副知事を会長とし部局長等で構成しています。

※9 法令・条例等：「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号）、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」（平成 13 年条例第 63 号）及び「公益法人等への職員の派遣等に関する要綱」（平成 14 年 4 月 1 日付け人第 328 号総務部長通知）

県からの職員派遣の現況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

団体名	人数	団体名	人数
(財)東北自治研修所	1	(社)宮城県林業公社	1
(公財)慶長遣欧使節船協会	1	(公社)宮城県建設センター	1
(公財)みやぎ産業振興機構	4	宮城県道路公社	1
(社)宮城県国際経済振興協会	2	仙台空港鉄道(株)	1
(社)宮城県農業公社	2	(公財)宮城県体育協会	3

(6) 県退職者の再就職の適正化

- 県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等を配慮して適正に行うこととしており、その運用に当たっては、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保することを目的に定めた「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」（平成 15 年 10 月 24 日制定）に基づき、適正に取り扱います。
- 県退職者の公社等への再就職の状況については、同要綱に基づき、本庁課長級（相当職を含む。）以上で退職し再就職した職員について、氏名、退職時の職名、再就職先名等を公表します。

(7) 新公益法人制度等による見直しへの支援

- 公社等が、新公益法人制度による公益法人又は一般法人へ移行するに当たっては、出えん等（基本財産や基金等に対する出えんや補助あるいは寄託など）の目的や事業内容と現在の県施策との整合性など公社等の役割・意義を検証した上で、公益法人へ移行予定の公社等に対して、今後の財政支援なども含め、県の適正な関与の在り方について、見直しを行います。
- 公益法人へ移行する公社等であって、検証の結果、県の施策推進の観点から既に役割を終えている、又は意義が薄れていると認められた場合は、出えん等相当額を出えん者たる地方公共団体に寄附することも含め、出えん等の取扱いを再検討するよう申し入れします。
- 一般法人に移行する公社等については、移行認可申請時の公益目的支出計画^{※10}の策定に際し、出えん等相当額を出えん者たる地方公共団体に寄附することを公益目的支出の第一義とするよう働き掛けます。
- 公社等への新規又は追加の出資の在り方について、適宜、見直しを行います。
- 統廃合や法人形態の転換等に当たって解決すべき公社等の債権・債務の整理や職員の雇用問題、他の出資者等との調整などについては、公社等と協調して対応し、円滑な移行を支援します。
- 公社等が作成する統廃合等に向けた事務の実施スケジュールの進行管理を行います。

※10 特例民法法人がその実施する事業や解散時の残余財産の帰属先について制限のない通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する場合に、仮に何らの制限もしないとすると、本来公益の目的のために使用又は処分されるべき財産が、構成員に分配され、又は収益を目的とする事業等に充てられる可能性があります。公益目的支出計画は、これを防止し、当該財産が公益のために適正に使用又は処分されることを担保することを目的に、移行認可の申請をする法人に作成が求められる、公益目的財産額に相当する金額をこれまでの公益事業の継続や公益的な団体への寄附により公益の目的のために消費していく計画です。

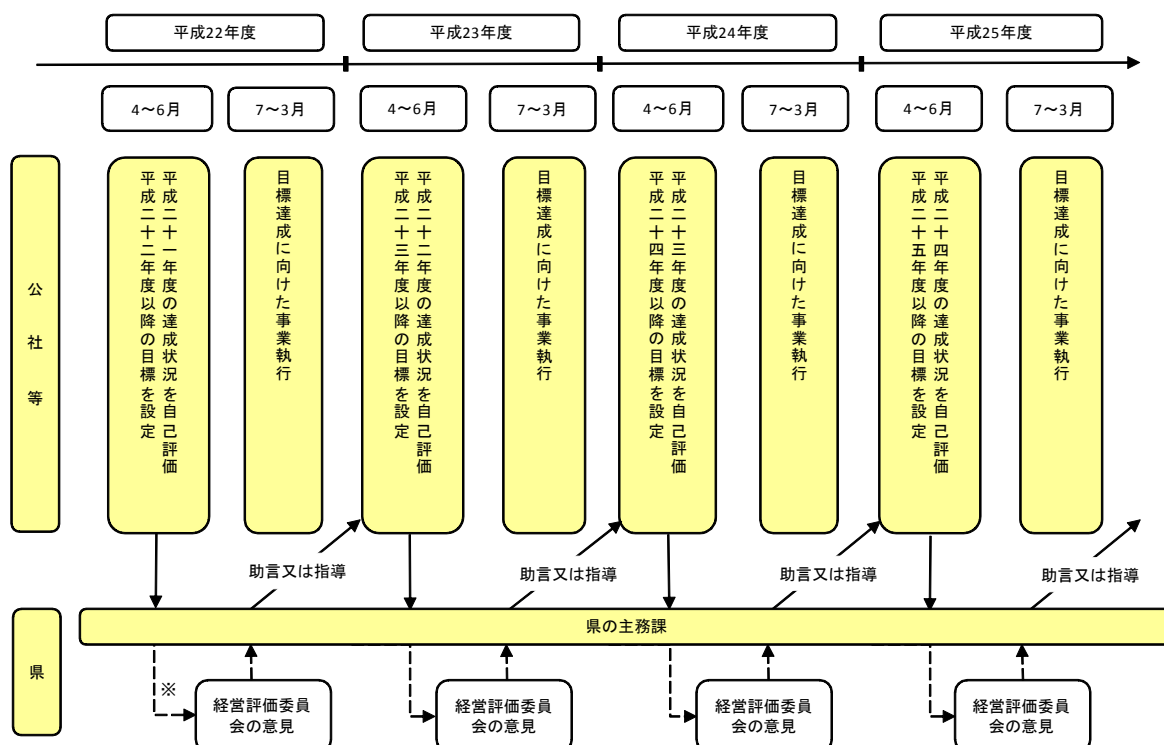
4 公社等の取組

公社等はこれまでも、景気の低迷や金利の低下など厳しい環境の中、自ら経営改善などを行い、効果的で効率的な団体運営及び事業展開に取り組んできましたが、今後も、取り巻く環境変化への確に対応しつつ、公社等自らの役割・意義を再認識し、自立した経営基盤の下で効果的で効率的な行政サービスを提供していくため、次のような取組を計画的に実施するよう努めるものとします。

(1) 経営評価の実施

- 公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績評価を行い、翌年度以降の経営に反映させる経営評価の取組を引き続き実施します。
- 事業年度終了後に、当該年度の目標と実績の比較、当該年度の実績と前年度までの実績との比較、経営指標の分析等を行い、目標値の設定が適当であったか、当該年度の各目標値の達成率が十分な水準であるか等々を評価し、団体改革計画表^{※11}に記載します。評価の結果は、次年度以降の経営に反映させるものとします。
- 改善支援団体に分類された公社等にあつては、経営評価委員会による調査審議を受けて必要な経営改善等を進めるほか、自立支援団体に分類された公社等にあつては、県の所管部局（主務課）により自立的運営を促進することとします。

※11 公社等が自ら経営目標と実績について評価した結果や本計画における「県の取組」及び「公社等の取組」の実施状況等を取りまとめたものです。また、本計画表は、公社等条例に基づき、議会に報告するとともに、インターネット等を通じて公表します。



※県は、公社等が行う経営目標・評価等への助言又は指導を行う際、必要に応じて、経営評価委員会の意見を聴きます。

(2) 経営基盤の確立

- 特例民法法人においては、新公益法人制度における公社等の在り方の検討と着実な移行作業の推進に努めるものとします。
- 公社等の事業規模に応じた役職員数及び報酬・給与の適正化に努めるものとします。
特に、県が2分の1以上出えんしている特例民法法人、公益法人については、次の事項に努めるものとします。
 - イ 役員の報酬・退職金に関する規程の整備と公開
 - ロ 役職員の報酬・退職金等の水準を地方公務員と比べ不当に高額でないようにすること
 - ハ 役員の在任年齢についての規程整備
- 事務事業を見直し、不採算事業及び公社等の設立目的に合致しない事業等の廃止に努めるものとします。また、併せて、組織機構のスリム化に努めるものとします。
- 会計基準に基づく適正な会計処理に努めるものとします。
 - イ 住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うこと。
 - ロ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、販売用不動産等については低価法を、事業用資産については減損会計を適用していること。
 - ハ 特例民法法人においては、最新の公益法人会計基準を早期に適用すること。
- 資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債権で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう努めるものとします。
- 組織及び事業の効率化に資するため、統廃合、民営化など法人形態転換について、県とともに積極的に検討するよう努めるものとします。
- 契約方法を見直し、県からの委託業務を再委託する場合は、一般競争入札の導入に努めるものとします。

(3) 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

- 公社等は、独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべきであることから、経営者の職務権限や責任を明確にしておくよう努めるものとします。
- 役員等の経営幹部へは、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材の活用に努めるものとします。
- 公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職の廃止に向けた取組に努めるものとします。また、理事、監事その他役員等に係る充て職についても必要最小限とするよう努めるものとします。
- 監事・監査役は、法人の運営が適正に行われるための重要な職責を担う者であり、公社等の運営に係る適正な監査を実施する観点から、選任に当たっては、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するよう努めるものとします。

(4) インターネット等による情報公開の推進

- 公社等の情報公開^{*12}に当たっては、インターネットなどを活用し、県民がより簡単に情報を入手できるよう積極的な情報の提供に努めるものとします。

- 情報公開に当たっては、個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）等に基づき、個人情報情報を適正に取り扱うものとします。

※12 「情報公開条例」（平成 11 年宮城県条例第 10 号）、「出資団体の情報の公表に関する要綱」（平成 11 年 6 月 15 日宮城県要綱）、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ）及び公社等条例に基づく県からの要請により定款、事業報告書（営業報告書）、収支計算書（損益計算書）、貸借対照表等の業務・財務に関する資料の公開に努めることとされています。

(5) 統廃合等の計画的な実施

- 統廃合や法人形態の転換等を行う公社等は、移行に必要な清算業務、残余財産の処分等の実施スケジュールを作成し、県と協調して着実な推進を図るものとします。

第5 進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

県は、知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）において、本計画全体の進行を管理します。

公社等の所管部局長は、県の取組状況を毎年度取りまとめ、本部長に報告します。推進本部では、県の取組状況や、公社等から提出される団体改革計画表に記載された 1 年間の取組状況及び経営自己評価結果をもとに、公社等の分類について必要に応じ見直しを行うとともに、公社等の所管部局長に対して本部長が必要な指示を行います。

所管部局長は、本部長からの指示事項のほか、経営評価委員会の意見を最大限に反映させ、公社等に対し、必要な助言又は指導を適正に行うこととします。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

県は、副知事を会長とする公社等外郭団体総合調整委員会において、毎年度、県職員の派遣、公社等への出資、合併・解散、定款の重要な変更等についても、随時、その妥当性等を判断していきます。

3 公社等の自己管理等

公社等は、経営評価により、前年度の取組について、自ら経営を評価し、その結果及び当該年度以降の経営目標等を団体改革計画表に記載し、6 月末日までに知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）に提出することとします。

知事等は、公社等からの報告に基づき、推進本部での検討を行います。

4 公表について

本計画の進行管理の状況は、改革計画及びその取組成果として取りまとめ、団体改革計画表と併せて、公社等条例に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

行政経営推進課ホームページ URL <http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/>

公社等外郭団体 一覧(平成 24 年度指定 60 団体)

※平成 24 年度の指定において、県出資額は平成 22 年度末現在の数値を、県補助金等割合は平成 22 年度実績の数値を使用しています。

団体番号	団体名	県出資額 (千円)	公社等指定要件(※網掛けは主たる要件)					
			出 資			財政的関与		その他
			該当 条項	県出資 割合(%)	出資 順位	該当 条項	収入に占 める県補 助金等の 割合(%)	該当 条項
1	財団法人東北自治研修所	50		0.1	2	② ii	35.6	
2	社団法人宮城県危険物安全協会連合会	0		0.0	—	② ii	70.7	
3	宮城県土地開発公社	50,000	①	100.0	1		0.2	
4	仙台臨海鉄道株式会社	240,000	①	33.3	同率1		0.0	
5	阿武隈急行株式会社	384,000	①	25.6	2		0.0	
6	財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	100,000	①	38.2	1	② ii	54.8	
7	財団法人宮城県生活衛生営業指導センター	2,000		23.8	2	② ii	81.6	
8	公益財団法人宮城県環境事業公社	50,000	①	33.3	2		0.0	
9	公益財団法人宮城県文化振興財団	1,155,000	①	99.7	1	② ii	38.4	
10	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	500,000	①	50.0	同率1	② ii	66.5	
11	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	10,000	①	90.9	1	② ii	51.4	
12	財団法人宮城県地域医療情報センター	0		0.0	—	② ii	80.4	
13	財団法人宮城県腎臓協会	200,000	①	39.6	1		9.3	
14	公益財団法人みやぎ産業振興機構	1,776,766	①	74.6	1		19.2	
15	株式会社テクノプラザみやぎ	1,000,000	①	28.1	同率1		13.2	
16	株式会社インテリジェント・コスモス研究機構	1,000,000		11.8	同率2		2.4	② iv
17	一般社団法人宮城県計量協会	0		0.0	—	② ii	28.0	
18	宮城県信用保証協会	7,387,642	①	35.0	1		0.4	
19	宮城県商工会連合会	0		0.0	—	② ii	54.9	
20	社団法人宮城県トラック協会	0		0.0	—	② ii	69.8	
21	宮城県職業能力開発協会	0		0.0	—	② ii	35.9	
22	公益社団法人宮城県観光連盟	0		0.0	—	② ii	40.2	② iii
23	公益財団法人宮城県国際化協会	750,000	①	71.8	1	② ii	46.8	
24	財団法人みやぎ産業交流センター	900,000	①	50.6	1		0.0	
25	株式会社仙台港貿易促進センター	710,000	①	32.5	同率1	② ii	28.7	
26	社団法人宮城県国際経済振興協会	0		0.0	—	② ii	92.1	② iii
27	宮城県漁業信用基金協会	811,250	①	29.0	1		0.0	
28	宮城県農業信用基金協会	694,700		16.2	2		0.0	② iv
29	社団法人宮城県物産振興協会	0		0.0	—		4.1	② iv
30	社団法人宮城県農業公社	472,600	①	51.2	1		16.0	
31	財団法人翠生農学振興会	35,000	①	35.0	1		0.0	
32	宮城県農業会議	0		0.0	—	② ii	56.0	
33	社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	172,000	①	41.5	1	② ii	27.9	
34	社団法人宮城県畜産協会	147,500	①	56.1	1		2.1	
35	社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会	5,000	①	39.7	1		0.0	
36	宮城県土地改良事業団体連合会	30,000		2.2	3		24.0	② iv
37	財団法人みやぎ林業活性化基金	250,000	①	49.9	1	② ii	28.5	
38	社団法人宮城県林業公社	100,000	①	86.7	1	② ii	46.3	
39	社団法人宮城県漁業無線公社	100,000	①	43.6	1	② ii	39.5	
40	財団法人宮城県水産公社	50,000		19.4	1	② ii	69.2	

団体番号	団体名	県出資額 (千円)	公社等指定要件(※網掛けは主たる要件)					
			出 資			財政的関与		その他
			該当 条項	県出資 割合(%)	出資 順位	該当 条項	収入に占 める県補 助金等の 割合(%)	該当 条項
41	公益社団法人宮城県建設センター	0				② ii	34.5	
42	財団法人みやぎ建設総合センター	150,000	①	46.2	1		0.0	
43	宮城県道路公社	17,416,125	①	79.8	1		0.1	
44	財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	150,000	①	49.7	1		0.0	
45	財団法人宮城県フェリー埠頭公社	20,000	①	100.0	1		0.0	
46	財団法人石巻湾漁業振興基金	330,000	①	60.0	1		0.0	② iii
47	財団法人仙台湾漁業振興基金	275,000	①	50.0	同率1		0.0	② iii
48	宮城県開発株式会社	300,000	①	33.3	1		0.6	
49	塩釜港開発株式会社	334,000	①	28.3	2		0.0	
50	仙台空港鉄道株式会社	3,769,000	①	52.9	1		8.4	
51	仙台空港ビル株式会社	1,372,500	①	42.9	1		0.0	
52	仙台エアカーゴターミナル株式会社	395,000	①	27.5	1		0.0	
53	財団法人宮城県下水道公社	34,200	①	50.0	1	② ii	94.2	
54	宮城県住宅供給公社	20,500	①	93.8	1		18.9	
55	一般財団法人宮城県建築住宅センター	10,000	①	33.3	2		8.1	
56	財団法人宮城県スポーツ振興財団	250,000	①	50.0	1	② ii	67.4	
57	公益財団法人宮城県体育協会	75,000	①	54.7	1	② ii	81.2	
58	財団法人宮城県文化財保護協会	0		0.0	—		0.0	② iii
59	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	300,000	①	48.4	1	② ii	23.9	
60	社団法人宮城県交通安全協会	0		0.0	—	② ii	40.8	

凡例 公社等指定要件

条例＝宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（平成 16 年宮城県条例第 54 号）

規則＝同条例施行規則

- ① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が 4 分の 1 以上のもの（条例第 2 条第 1 号）
- ② i 県の出資割合が 5 分の 1 以上 4 分の 1 未満であり、かつ、県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの（規則第 2 条第 1 項第 1 号）
- ② ii 県の補助金等が、総収入の 4 分の 1 以上のもの（規則第 2 条第 1 項第 2 号）
- ② iii 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの（規則第 2 条第 1 項第 3 号）
- ② iv その他、県の施策との関連性、法人設立への県関与の程度などから、①に準じて取り扱う必要があるもの（規則第 2 条第 1 項第 4 号）